

裁判についてのQ&A

Q1 そもそも原告ってなんですか？

裁判所に裁判を「訴える人」です。この裁判でいうと、「玄海原発を全部止めてほしい」と訴える人のことです。なお、この裁判では付随的に慰謝料請求もしますが、お金をとることが目的ではありません。仮に慰謝料請求が認められてお金がとれたとしても、裁判費用に充てます。

Q2 誰でも原告になれますか？

すべての原発を止める一環として玄海原発を止めることに賛同する方は誰でも原告になれます。政党や宗教、思想は問わず、個人の資格で原告になるものとします。九州以外にお住まいの方、20歳未満の方も原告になれます（20歳未満の方が原告になる場合は、訴訟委任状の記載方法をお尋ねください）。

Q3 原告になる手続を教えてください。

原告参加申込書に必要事項を記入して、訴訟委任状と一緒に下記に郵送のうえ、原告参加費用5000円を下記口座にお振込みください。

【送付先】 〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目10番29号 福岡第一法律事務所
「原発なくそう！九州玄海訴訟」

【振込先】 福岡銀行 赤坂門支店 普通預金 口座番号 2020424
名義 原発なくそう九州玄海訴訟 弁護士 近藤恭典
(げんぱつなくそうきゅうしゅうげんかいそしょう べんごし こんどう やすのり)

Q4 原告になったら、原告になったことが他の人にもわかりますか？

一般的に公表されることはありませんが、被告の国や九州電力には原告になったことが知られます。裁判は応援したいけど色々な事情で原告になれない方は、カンパでの応援をお願いいたします（詳しくはQ7を）。

Q5 原告になったら、何をすればいいのですか？

裁判所に私たちの声を届けるためにも、ぜひ裁判の傍聴にお越しください。ただ、裁判に来ることは義務ではありません。

Q6 原告になるのにお金はいりますか？

原告参加申込み時に参加費用の5000円が必要です。この5000円は裁判所に提出する訴状に添付する印紙代等に充てられますので、訴訟提起後に原告団をやめられても、参加費用はお返しできません。

Q7 原告にはなれないけれど、他にできることはありますか？

あります。裁判は、印紙代の他に、印刷費、交通費などの諸経費が多くかかります。みなさんの金銭的な支援が必要です。1口1000円からカンパを受け付けています。カンパの送金先口座はこちらです。

【送金先】 福岡銀行 赤坂門支店 普通預金 口座番号 2020815
名義 九州玄海訴訟 カンパ預かり口 弁護士 近藤恭典
(きゅうしゅうげんかいそしょう かんぱあずかりぐち べんごし こんどう やすのり)

Q8 もっと裁判の応援をする方法がありますか？

講演会の運営や事務作業、広報などのお手伝いをしてくれる方を募集しています。知恵と力を貸してください。

Q9 その他のわからないことはどこに聞けばいいですか？

弁護団ホームページ (<http://no-genpatsu.main.jp/>) をご覧ください。また、お電話での問い合わせは福岡第一法律事務所 (TEL092-721-1211) までお願いします。